

# 令和6年度 大淵小学校いじめ防止基本方針

## I いじめの防止等のための理念・方針について

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうる」深刻な人権侵害であると認識し、児童が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校・保護者・地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめ防止に取り組む。そして、いじめをしない、させない、許さない学校、誰もが安心して過ごすことのできる学校づくりに全力で取り組む。

### 2 大淵小学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの防止等の取組についての基本的な方針・取組の内容等を、「大淵小学校いじめ防止基本方針」として定める。この方針は、前項の基本理念の実現に向けて、「いじめ防止対策推進法」の主旨及び「新潟市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの防止等のための方策を総合的かつ組織的に推進することを目的とする。

### 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義より、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童生徒である。
- ② 加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

### 4 いじめの防止等に向けた方針

いじめの防止等のため、学校・保護者・地域が連携し、下記の取組を進める。

#### (1) 大淵小学校は

- 分かる授業 できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者・地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- 教職員が、いじめに対して積極的、組織的に対応し、児童とともに解決を図る。
- 児童理解に努めるとともに、子どもと保護者、地域との信頼関係を築き、いじめの早期発見に努める。

#### (2) 保護者は

- 常に児童の心情に寄り添いながらその理解に努め、児童が安心・安定して過ごせるよう愛情をもって育む。
- いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を

尊重することの大切さを児童にしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。

### (3) 地域は

- 児童が健やかに成長することを願い、人権意識を高めるとともに、学校・社会教育機関・地域住民・家庭等が相互に連携していじめの防止等に努める。

## II いじめの防止等のために大淵小学校が実施する方策

### 1 いじめ防止の取組や、適切な対応を行うための構え

#### (1) いじめの防止のための方策

従来の予防的・課題解決的な指導から、児童一人一人の成長を促す指導により力点を置き、新潟市の生徒指導リーフレット「新潟市の生徒指導」及びいじめ対応リーフレット「誰もが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指して」を自校化することにより、児童の自律性と社会性を育み、人権意識を高める。そして、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。

- 分かる授業・できる授業や、達成感や成就感のある教育活動を展開することで、一人一人が充実した学校生活を送れるようにする。
- 日々の授業や学級活動などで、協同的な活動を取り入れ、望ましい人間関係の育成を図る。
- 一人一人を大切にし、生かす日常活動や児童が互いのよさを認め合えるような場面を工夫し、学級・学校の支持的風土づくりに努める。
- いじめ問題を題材とした授業や人権教育を計画的に行い、いじめ防止に向けた児童の意識を高められるようにする。
- いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童に接し、児童の人権感覚を育成する。
- 児童・保護者に対してインターネットや携帯電話・情報端末の適切な使用についての指導や啓発を行う。
- 保護者と地域と連携を図り、「あいさつ運動」や「交通安全指導」等の基本的生活習慣の定着やきまりの遵守など、いじめの未然防止につながる活動を展開する。

#### (2) いじめの早期発見

児童の小さなサインを見逃さず、組織的・積極的ないじめ認知に努める。

- 児童をよくみる、話をよく聴く、寄り添う、かかわる、笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりすることなどを積み重ね、児童との信頼関係を築く。
- 日常の観察、こまめな記録を積み重ねる。
- 「いじめアンケート」を年3回実施する。
  - ※ 対応すべき事案への取組が遅れることがないようにするために、原則として調査を実施した日のうちに記入内容を確認し、全員分管理職へ報告する。
  - ※ 調査結果をさかのぼって確認できるよう、調査用紙（原本）は児童が卒業するまで保管する。なお、調査結果をまとめた資料を別に作成し、児童の卒業後5年間保存する。
- 年2回の教育相談週間を設定し、学級担任がすべての児童との相談を実施するとともに、スクールカウンセラー等と連携し、相談体制の整備を図る。
- QUテストを実施し、その結果をもとに、個や集団を見取り、支援を行う。
- 「児童情報交換会」の他、職員間での情報交換や情報共有を積極的に行う。

### (3) いじめへの対処

いじめを認知したら、方針を決め、組織的に対応する。

- 「校内いじめ対応ミーティング」を開催する。多方面から情報を収集・整理し、全体像を把握し、解決に向けた手順と方針を決定、共通理解を図る。
- いじめを受けた児童に対して丁寧な聞き取りを行い、事実関係を明確にする。また、児童の気持ちに寄り添いながら対応を一緒に考えるとともに、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。また、保護者に対して経過や今後の方針を丁寧に説明する。
- いじめを行った児童に対しては、安易な謝罪で終わらせることなく、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点についての自覚を促す。また、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させるとともに、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。
- 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者にならず、一歩踏み出す勇気がもてるようにする。
- 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解と協力を得ながら取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携して対応する。
- いじめが重大事態と判断される場合は、市教委へ報告し、市教委の指導のもと迅速で適切な対応を行う。



資料1 「いじめ発見・報告・対応の流れ」

## 2 大淵小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織・体制

### (1) 「いじめ対応ミーティング」

【設置目的および構成】

発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対応することを目的とする。

構成メンバーは、・管理職・活指導主任・いじめを受けた児童・いじめを行った児童の学級担任、その他事案に関係する教職員が必要に応じて加わる。これにより、組織的な対応を効率的・実効的に行えるようにするとともに、最終的にすべての教職員がいじめの対応などに主体的にかかわるようにする。

【組織の役割】

◎具体的な支援策と役割分担を決めること



原則として即日に開催する。いじめにかかる事実確認の把握、指導（支援、保護者への対応、役割分担について協議し、記録を残す。

内容については、より具体的で実現可能なものにすることを意識する。

何をどのように行うか

いつ、誰が、どこで、行うか

いつまでに、どのようなペースで行うか。

※決して学級担任一人に任せっきりにしない。

なお、いじめに関する情報は、「校内いじめ対応ミーティング」での共有にとどめず、職員会議や職員打合わせ等の機会を利用してすべての教職員が共有するなどして、学校全体でいじめの問題に取り組む体制をつくる。



資料2 「いじめの重要度」

## (2) 「いじめ対策委員会」

### 【設置目的及び構成】

いじめが重大事態と判断される場合は、情報の提供を行い、対策を協議することを目的として「いじめ対策委員会」を設置する。

構成メンバーは、

- ・ 管理職
- ・ 生活指導主任
- ・ 養護教諭
- ・ 当該児童担任

※「重大事態」に該当する場合は、教育委員会や警察や児童相談所等関係者を含める場合もある。

### 【組織の役割】

いじめが発生した場合

- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有、いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合は、緊急会議を開く。情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を決定するとともに、保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

## (3) 「大江山中学校区いじめ防止連絡協議会」

### 【設置目的及び構成】

大江山中学校区全体におけるよりよい集団・人間関係づくりなど、いじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体でのいじめ未然防止に向けた取組の充実を図る。

構成メンバーは、

- ・ 小中学校長
- ・ 生徒指導主事
- ・ 生活指導主任
- ・ 地域代表（地域コミュニティ協議会長，青少年育成協議会長，地区自治連合会長）
- ・ 主任児童委員
- ・ 各校PTA会長
- などの代表で構成。

### 【組織の役割】

地域全体で児童生徒を見守り、いじめの防止等に努めるために、各学校における集団・人間関係づくりなど、いじめの未然防止に係る取組についての情報交換会を開催し、取組の状況や対策等の共有を図る。

また、情報共有とともに、学校同士や学校と地域の連携強化による取組を推進するために、本協議会を積極的に活用する。

## Ⅲ 重大事態への対処

### 1 重大事態への対処に当たっての方針

- いじめを受けた児童生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- いじめに係る事実を徹底的に解明し、対処に当たる。
- いじめを受けた児童生徒、行った児童生徒のいずれにも、その心情に十分寄り添って指導、支援する。

### 2 重大事態の発生と調査

#### (1) 重大事態の意味について

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。

具体的には、次のようなケースが想定される。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

児童生徒が自殺を企図した場合 身体に重大な傷害を負った場合  
 金品等に重大な被害を被った場合 精神性の疾患を発症した場合  
 「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、日数だけでなく、  
 個々の状況等を十分把握した上で判断する。

## (2) 重大事態が発生した場合の初期対応

- 事実関係を可能な限り多方面から情報収集・整理し、いじめの全体像を把握する。
- いじめの概要を速やかに教育委員会に報告し、指示に基づき対応する。
- いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供を行う。

## 3 関係児童及び保護者への対応

### (1) いじめを受けた児童及びその保護者への対応

- 当該児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組むことを伝える。
- 心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、安心して学校生活を送ることができる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。
- 当該児童の保護者の意向を丁寧に聞き取り、誠意ある対応を行い、保護者とともに望ましい解決方法を検討する。
- 保護者が不安を抱いている場合、SCやSSWによるカウンセリングを勧める。

### (2) いじめを行った児童及びその保護者への対応

- いじめは決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上で再発防止を自ら誓うことができるようにする。
- 当該児童への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。
- 当該児童保護者に対しては、児童の行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童と共に認識させるとともに、解決に向けた道筋を示し適切な対応を促す。
- その後、児童への接し方や保護者としての役割について、適切に指導・助言する。

保護者トラブル回避のために・・・丁寧に！誠意をもって！

★即日連絡（事実のみ。憶測でものを言わない。）

★共感的理解（保護者の心情を汲み取る。）

★複数対応（電話の場合は、管理職の近くです。保護者が感情的になったり、個人の判断で答えられなかったりしたときは、管理職へ対応を依頼。）

★焦点化（加害児童の保護者の場合。）